

合併処理浄化槽への転換のお願い

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

一日一人当たりの生活排水の汚濁物質（BOD量）は40gとされています。合併処理浄化槽は、この汚れを90%以上取り除くことができ、単独処理浄化槽に比べると、河川などに放流する汚れの量を8分の1まで少なくできます。

生活雑排水を処理せず放流すると河川や海の水質悪化の原因になります。



不快なおい



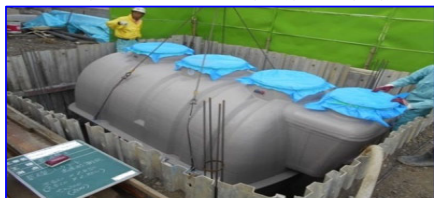
白く濁る



洗剤で泡が立つ

出典：環境省発行小冊子「浄化槽」を使って、身近な水をきれいにしましょう！」

単独処理浄化槽はトイレの排水のみを処理する浄化槽であり、台所や洗たく機からの排水は処理されないことから水環境を守るため、生活雑排水の全てを処理する合併処理浄化槽に転換することを進めています。



市営浄化槽の対象施設は、専用住宅（建売住宅含む）、共同住宅、併用住宅、集会所、店舗、事業所、学校及び病院などに設置する浄化槽で、受入基準を満たした、100人槽以下の合併処理浄化槽。

合併処理浄化槽への転換に伴う助成制度があります

- ①単独処理浄化槽撤去費用→120,000円(上限額)
- ②単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用工事費補助→90,000円(上限額)
- ③くみ取り便槽撤去費補助→90,000円(上限額)

転換に伴う配管費補助→60,000円(上限額)



非課税世帯の方は・・・

市県民税非課税世帯の方は宅内排水設備工事に係る費用の10分の1が助成されます。(上限額35,000円)

上記の申請をされる方は、**着工前（解体前）**に営業課へご相談ください。

(※1 営利専用住宅建築者は原則、対象外)

(※2 上記①、③については全撤去が対象となります。)

お問い合わせ先

申請書類・工事に関すること

上下水道事業局 下水道工務課
電話059-239-1038

使用料に関すること

上下水道管理局 営業課
電話059-237-5805

補助金に関すること

上下水道管理局 営業課
電話059-239-1031

市営浄化槽となった後の維持管理、故障に関すること

上下水道事業局 下水道施設課
電話059-239-1035